

**女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画**

令和3年4月

水俣芦北広域行政事務組合

水俣芦北広域行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日

水俣芦北広域行政事務組合理事会
水俣芦北広域行政事務組合消防本部消防長

水俣芦北広域行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、水俣芦北広域行政事務組合理事会及び水俣芦北広域行政事務組合消防本部消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

水俣芦北広域行政事務組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、事務局及び消防本部において職員相互の理解を得ながら、必要に応じ本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、水俣芦北広域行政事務組合事務局及び消防本部において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

事務局

1. 配置・育成・教育訓練及び評価・登用における課題

(1) 係長・課長補佐・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。

(2) 女性職員を対象とする研修や外部研修への派遣を推進する。

2. 継続就業及び仕事と家庭の両立における課題

- (1) 男性職員の育児参画を進めるための特別休暇取得を推進する。
- (2) 育児休業等の両立支援制度を利用したことのみによって、昇格・昇任に不利益とならないよう取扱う。

消防本部

1. 採用における課題

- (1) 令和8年度までに、女性消防吏員の採用試験の受験者数を受験者総数に占める女性割合で5%以上を目標とする。
- (2) 令和8年度までに、職員に対する女性消防吏員の割合で5%を目標とする。
- (3) 仕事と子育てに励む女性消防吏員の声の紹介などにより、女性が活躍できる職場であることをホームページ等を活用し周知活動を行う。

2. 配置・育成・教育訓練及び評価・登用における課題

- (1) 女性消防吏員を総務、予防、警防等、多様なポストに積極的に配置する。
- (2) 女性消防吏員を対象(女性枠)とする研修や消防大学校等への派遣を積極的に行う。

(以上)